

親亡き後の障がい者をどう守るか・本当に使える成年後見・福祉信託制度を学ぶ研修

特定非営利活動法人 障がい者より良い暮らしネット
〒814-0001 福岡市早良区百道浜4丁目2番1-906号

助成事業の概要

- 講演会・シンポジウム「障がいのある人と家族が安心して託せる成年後見を考える」
- 日時：平成25年10月20日（日）13:00～14:20
- 会場：西南学院大学コミュニティセンター
- 参加者：160人
- 参加費：資料代500円
- 講師：河原一雅弁護士（北九州市社会福祉協議会・市民後見センター所長）他シンポジスト等3名

国の方針である「施設から地域へ」という流れの中で、地域のグループホームで暮らす人が増えるであろう今後、生きづらさを感じやすい障がいのある人が、地域の中で自立した「人」として生活を送るためには、普通に暮らせるための支援（＝権利擁護）がより充実することが必要である。現在多くの方は成年後見は「金銭管理」と受け取っており、本来の「権利擁護・身上監護」としての役割を認識することで、利用が広がると当会では考えている。合わせて相談者目線にたった相談しやすい体制やしきみの充実も肝要で、そのために何をすべきかを考える講演会・シンポジウムとした。

事業の成果

160人を超える参加者があり、テーマの必要性和時事性を改めて実感した。

今回は、成年後見制度の仕組みではなく、「親亡き後の身上監護と権利擁護をどうすれば守れるか？それを守るのが成年後見制度である」という気付きを参加者に持っていただくことと、利用しやすい制度にするには、何が必要かを共通理解することを目的とした。

北九州市には8年前に「北九州市成年後見センター」が設立され、相談者が相談しやすい仕組みと、法律職、福祉職、事務職がチームで取り組む法人後見を行っている。

そのセンターの設立から関わった河原一雅弁護士による基調講演では、障がいのある人の権利擁護の必要性、権利擁護の理解、権利擁護を支える制度、親族後見人と第三者（専門職）後見人の問題点、法人後見という仕組みの有効性などを話された。シンポジウムでは障がい者ならではの課題＝成年後見の長期化・そのための引き継ぎの必要性＝、身上監護での親のノウハウの継承、個人特性・障がい特性に応じた支援などに焦点を置き、討議した。

また事前説明にて、北九州市では相談者が社会福祉協議会を訪ねると、窓口で相談内容に応じて適切な制度へ誘導されるという利用しやすい仕組みが作られているのに対し福岡市では、相談者自身が社協や個々の相談窓口を訪ねるしかなく、利用者の立場に立った仕組みについて、考えを深めることができた。

国は成年後見や市民後見を推進しているが、実際

の利用はまだまだ少ないのが現状であり、低所得の障がい者には費用負担も課題である。今回を「はじめの一步」とし、継続して学習会や講演会等を行い、福岡市に使いやすい成年後見の仕組みを確立させることに寄与したいと当会は考えている。今回の講師の河原弁護士を通じて、2人の弁護士を紹介していただき、今後の学習会にも参加していただけることになり、さっそく12月から開始する。学習会を継続開催し、社会福祉士、司法書士、行政書士、福祉職、親の会等にも参加を呼びかけ、福岡市での利用しやすい成年後見の仕組みづくりを検討し、行政に提言を行うことを目的にする。今回の講演会・シンポジウムの最大の目的である継続的学習会の設置が果たされたことになり、最大の成果ととらえている。

アンケートの声

- 過去何度か「成年後見」の講座を受けましたが、「相談先は自分で当たってみて決めなさい」という結論で、暗澹たる思いでおりましたので、今回の現実的な内容は、まさに待ち望んだものでした。
- 福岡市は北九州市に比べて、攻めの姿勢でない、常に受け身の体制なのだということに改めて気づかされました。
- 後見というと身内が主かと思っていたが、法人、市民後見というのがあり、メリットもわかって良かった。
- 障がい者を守るいろいろな制度や機関ができてきて望ましいことだが、それを有効に活用するために親もいろいろと学習して、備えておかなければいけないと思いました。

成果の広報・公表

当会HPにて報告を行う。

福岡市保健福祉局障がい福祉課へ報告書を提出。

当会のおたより等にて公表していく。

また今後の継続学習会の内容も合わせてHP等で

公表していく。

今後の展開

成果の項でも述べましたが、今回講演会・シンポジウムの最終目的は、福岡市に、障がい者と家族が本当に安心して託せ、相談者がたらい回しにならないようなしっかりとした仕組み、行政支援（所得が障がい年金のみという大多数の障がい者には費用負担の課題があることから必要）などを、関係各所にご理解いただき、その仕組みを作り上げ、根づかせることにあります。

そのため、弁護士をはじめとする司法職、福祉職、家族の会、行政等を巻き込んだ学習会を継続し、社会に訴える必要があります。

その学習会に、まずは弁護士の参画がきまり、12月にスタートを切ります。目的達成のために、継続して学習会開催・講演会・シンポジウム等の活動を行っていきます。